

## 五ヶ瀬町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和5年3月22日  
告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化を図るため、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に新生活に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、五ヶ瀬町補助金等の交付に関する規則（昭和48年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請年度 第6条の申請における当該会計年度をいう。
- (2) 新婚世帯 毎年3月1日から翌年の3月31日までの間（以下、「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に町内で新たに新築若しくは物件を購入し、又は賃貸借する際に要した費用で、当該物件の購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を、又は公的制度による家賃補助を受けている場合は、当該家賃補助分を除く費用とする。
- (4) 引越費用 申請年度内に婚姻に伴い町内へ引越した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の就学や生活に貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が町内に住所を有する新婚世帯であること。
- (2) 婚姻届を受理された日（以下「婚姻日」という。）において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- (3) 交付申請の時点において取得できる直近年の所得証明書等を基礎として、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。

- (4) 夫婦の双方又は一方が、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯（他の自治体の要綱等の規定による補助金の交付を夫婦の双方又は一方が受けた場合も含む。）であること。
- (5) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において町税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から、1年以上本町に定住する意思があること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、申請年度内に支払った住居費及び引越費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 第3条第1号に規定する世帯で、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下のもの 60万円
- (2) 第3条第1号に規定する世帯で、前号に該当しないもの 30万円

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五ヶ瀬町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 世帯全員分の記載のある住民票の写し
- (3) 夫婦双方の直近の年の所得証明書（申請時において夫婦の双方又は一方が離職している場合は、離職票又はこれに代わるものの写し）
- (4) 夫婦双方の納税証明書
- (5) 住居費における新築もしくはリフォームの場合は、工事請負契約書又は領収書の写し
- (6) 住居費における購入の場合は、物件の売買契約書及び領収書の写し
- (7) 住居費における賃貸借の場合は、物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- (8) 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支給がある場合）
- (9) 引越費用の場合は、引越に係る領収書の写し
- (10) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査

し、補助することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い五ヶ瀬町結婚新生活支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 申請者は、前条第1項の交付決定兼額の確定通知を受けた場合は、速やかに五ヶ瀬町新婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告の特例）

第9条 規則第14条で規定する実績報告は、第6条による補助金交付申請に合わせて行う。

（交付決定の取り消し及び返還）

第10条 町長は、第7条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。

様式（省略）